





# 避難を円滑に行うための対応策①【P】

➤ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、青森県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「交通情報板」等を活用した交通対策を行う。

## 東通地域における交通対策

### 交通誘導対策

自家発電機能付の信号機の設置、ヘリからの映像伝送、主要交差点等における青森県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施

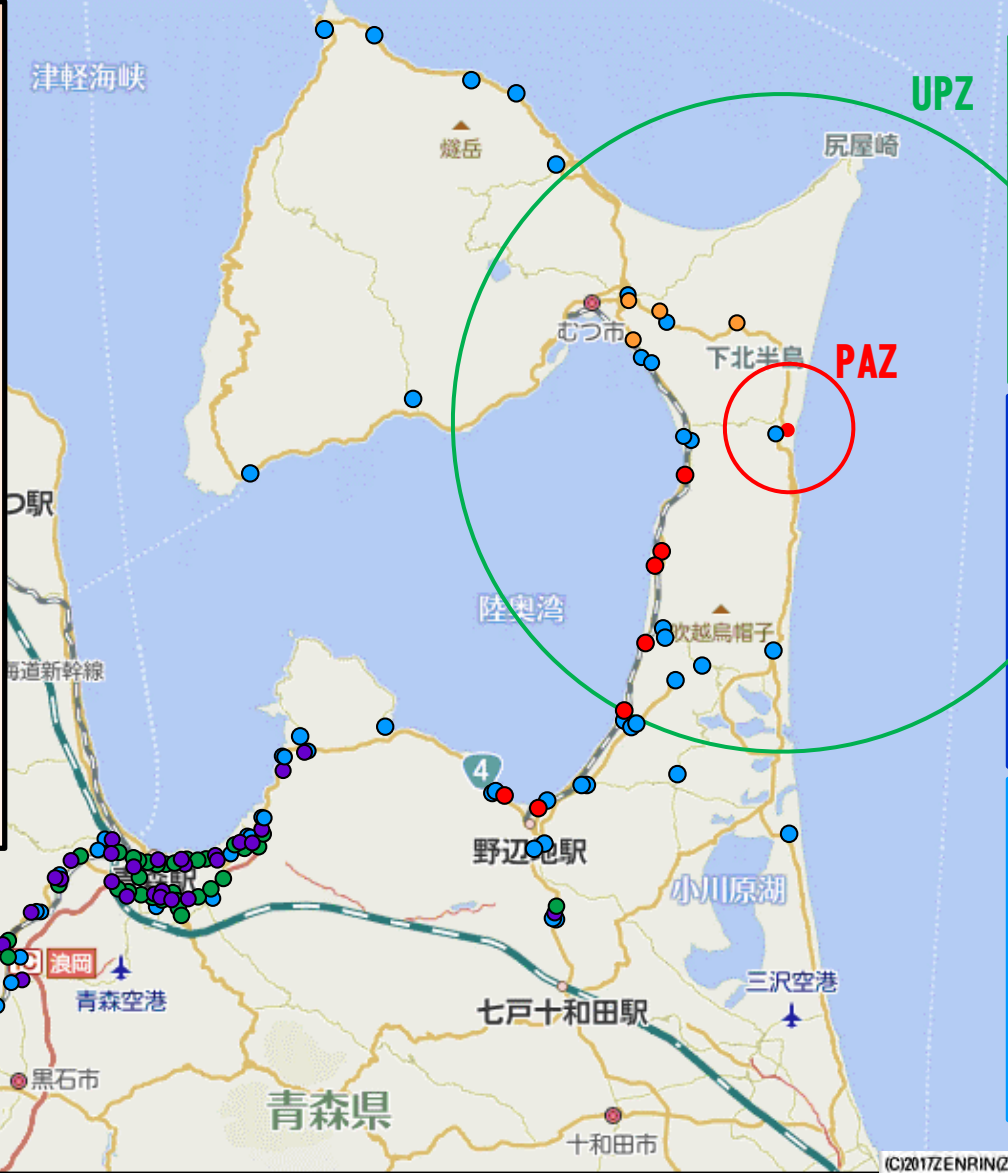
### 交通広報対策

・道路管理者が管理する「道路情報板」及び青森県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報  
 ・日本道路交通情報センター(JARTIC)が行うラジオ放送、交通情報提供システム(AMIS)を利用したカーナビへの情報提供による広報

### 交通規制対策

必要に応じた原子力発電所方面への車両等の進入抑制や主要交差点における信号操作等により避難を円滑化

- 【凡例】
- 自家発電機能付信号機
  - 交通整理地点
  - 交通規制地点
  - 交通情報板
  - 道路情報板



### 【自家発電機能付信号機】



避難経路に46箇所設置

### 【交通情報板】



避難経路に30箇所  
(青森市内25箇所含む)設置

### 【道路情報板】

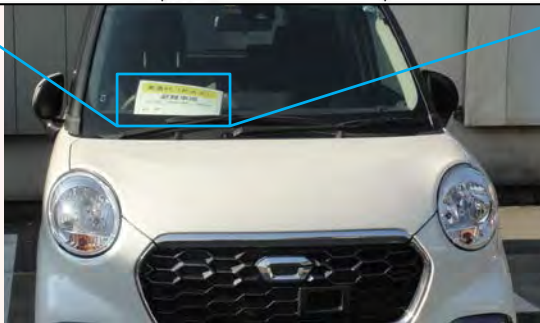


避難経路等に72箇所設置

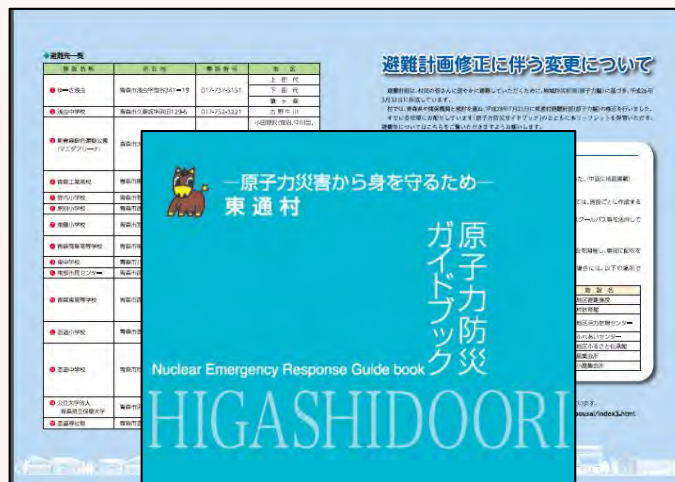
# 避難を円滑に行うための対応策②【P】

ひがしどおりむら

- 東通村では自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民に、色分けされた「避難車両認識票」を配布。
- また、発電所で緊急事態が発生した場合における住民が取るべき行動や避難経路・避難先等の情報を掲載した「原子力防災ガイドブック」等の啓発資料を作成し、村内の全戸に配布するなど、避難を円滑に行うための普及啓発を継続的に実施。



避難車両認識票



原子力防災ガイドブック、リーフレット



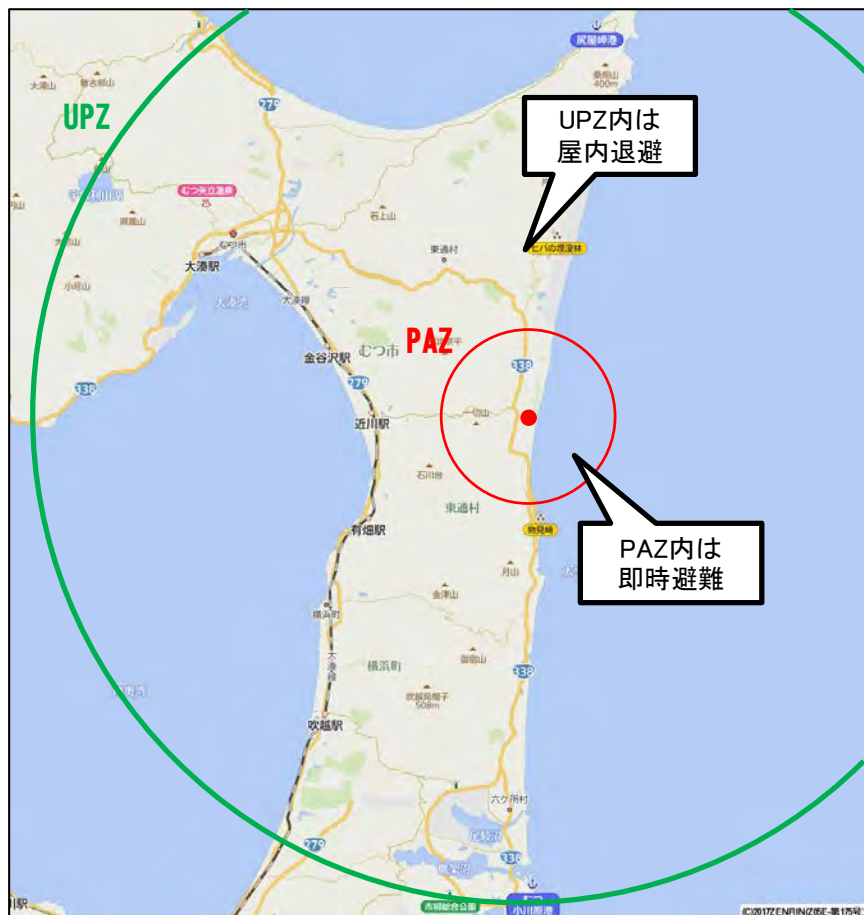
## 6. UPZ内における対応

### <対応のポイント>

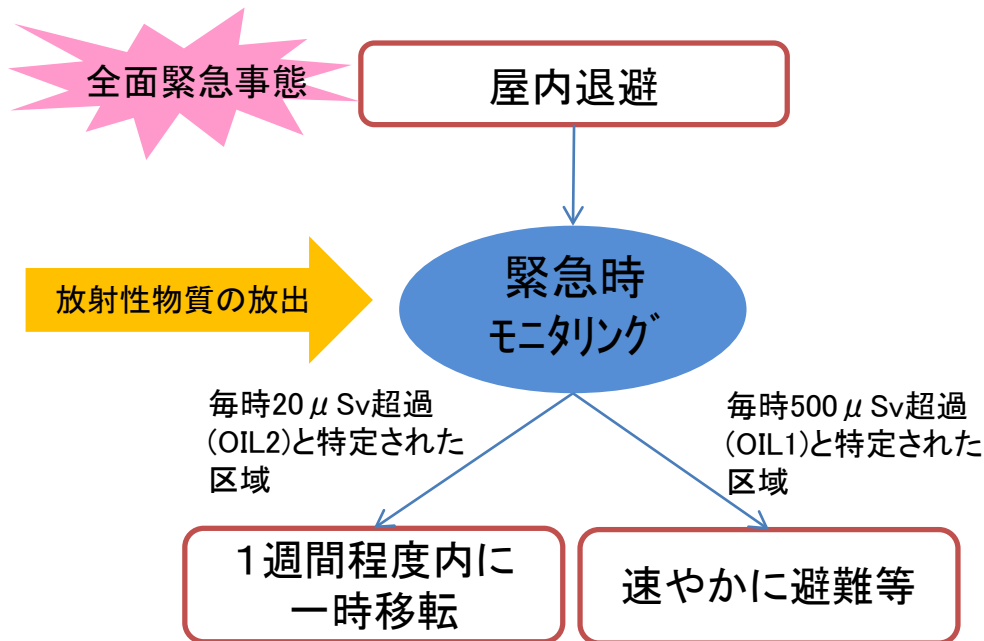
1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む）の屋内退避を開始すること。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定。当該区域の住民は一時移転等を行うこととなるため、一時移転等ができる体制を整備すること。また、一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続すること。

# UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内の住民は屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定。毎時 $500 \mu\text{Sv}$ 超過(OIL1)の区域は、数時間内を目途に特定し、当該区域の住民を速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)させる。また、毎時 $20 \mu\text{Sv}$ 超過(OIL2)の区域は、同基準値の超過時から起算して概ね1日経過時点で特定し、同様に1週間程度内に一時移転させる。
- これらの防護措置(屋内退避や一時移転等<sup>※</sup>)を的確に実施できる体制を整備する。



## UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※ 一時移転等に伴い屋外に出る際は、体の表面に放射性物質が付着したり、体内に取り入れることがないように、レインコートやマスクを身につける等の対策を周知